

審査基準

基準の名称	営業者の地位の承認（相続）の承認基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
旅館業法	第3条の4第1項	営業者の地位の承継の承認（相続）
基準の内容		
<p>旅館業法</p> <p>第三条の四 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。</p> <p>4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。</p> <p>旅館業法施行規則</p> <p>第三条 法第三条の四第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄</p> <p>二 被相続人の氏名及び住所</p> <p>三 相続開始の年月日</p> <p>四 営業施設の名称及び所在地</p> <p>五 法第三条第二項各号（第七号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書書</p> <p>旅館業法施行細則</p> <p>（相続に係る承認申請書）</p> <p>第四条 省令第三条第一項の申請書は、様式第三号によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第三条第二項各号に掲げる書類のほか、第二条第二項第一号に掲げる図面を添付しなければならない。</p>		